新しい消防庁舎十一月二〇日に完成

新しい消防庁舎が、このほど八王寺二丁目に完成し、十一月二十日から、その業務をはじめます。

これにより、今まで、菅原町にあった消防本部（署）は、新消防庁舎で、多くの新しい設備をととのえ、より充実した消防活動をおこないます。

新しい消防本部の中でも、特に、通信指令室には、消防救急指令装置をそなえており、消防、救急業務に応じて、通報の受付、出動指令、医療機関への搬送の連絡、救急無線の一本化などが、よりスムーズにできるようになっています。

設備の主なものは、次のとおりです。

▽一一九番通報受付
一一九番報知電話の着信は、保留、再呼戻しができます。

▽指令回路
指令回路は、同時指令、部別指令、個別指令および特殊指令などに区分できています。

▽有線接続回路
移動局と医療機関専用線を接続して、救急車と医療機関が通話でき、搬送中でも、病状により、医師の指示が受けられます。

▽録音および放送回路
一一九番の受付、または指令の内容の庁内放送や、同時録音ができます。

―その他、病院など、関係機関との連絡が、す早く、スムーズにでき、出動指令が適確に行なえ、一〇万市民の生命と財産を守るための活躍が期待されています。

なお、現在の、石橋出張所は、新庁舎完成後（十一月二十日）は、距離的に近くなるため、閉鎖されます。

11月20日完成の新しい消防庁舎

庁舎概要

位置　八王寺1丁目113―1
構造　鉄筋コンクリート造4階建一部平家建
敷地面積　2,868㎡　　建築面積　856㎡

新消防庁舎位置図

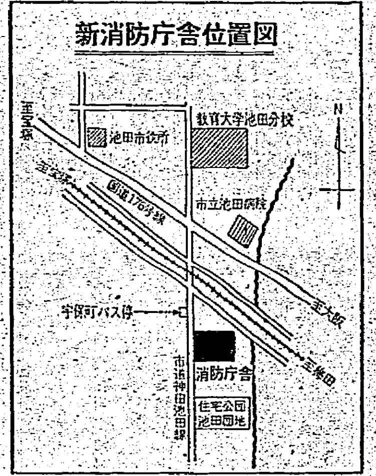

秋の火災予防運動

11月26日～12月2日

〝幸せを明日につなぐ火のしまつ〟

火災の多くなるシーズンを迎え、全国いっせいに、「秋の火災予防運動」が、始まります。

今年（一月～十月末）は市内で六〇件の火災が発生していますが、あなたの家庭を、火災から守るために、これは、「ほとんどの人が知っていて、そして誰もが実行しなければならない」必要最少限の防火の心得です。

火災は惜しみなくあなたの幸せを奪う

昭和49年中、全国で毎日187件（8分に1件の割）4～5人ずつ尊い生命が失なわれました。幸せな生活をおびやかす火災！それは体験してからでは、遅すぎるのです。

防火の一歩は　整理整とんから

火の気のある場所は、散らかし放題、部屋の中が、乱雑になっていても平気な人、これでは、「どうぞ火災になってください」といわんばかり……防火の第一歩は、整理整とんからです。

慣れた火に新たな注意

同じことを繰返しやっているうちに、そのことに慣れてしまい、初めは細かい注意をはらっていても、長い間には、つい心のゆるみ、気のゆるみで……こんな時、火災をおこすのです。

「わかってます」が危険

「危ないなぁ！」と思ったら、すぐたしかめることが肝心です。大丈夫だろうという安易な気持が大きな事故につながります。「あの時、やっておけばよかった……」と、後で後悔しないために。

GAS
あとでやるヨッ!!

火災原因のトップは毎年「タバコ」

たかが、タバコの吸いがらぐらいと気やすい心で捨てるあなたの行為、〝投げ捨て、〝寝たばこ、〝置き忘れ、小さな火種が数時間たって燃えあがる特徴を忘れてはなりません。

外出する時　必ず点検

たくさんの電気器具が家庭にあります。調子の悪いものや、故障しがちなものを、そのまま使ったり、スイッチを切り忘れ、しろうと配線など、無理な使い方にお互い気をつけたいものです。

石油ストーブは対震自動消火つきのものを

石油ストーブは正しく使いましょう。昭和52年10月1日から、地震などの時のために、自動的に消火する装置のついていないものは、使用できませんので、念のため。

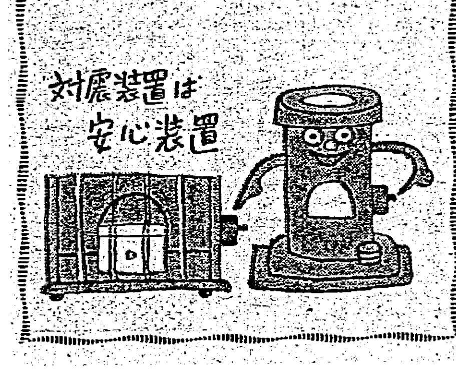

便利だけど　こわい

都市ガスやプロパンガスは、熱量も高く便利な燃料ですが、取扱いを誤まると、火災や爆発、中毒などの大きな事故のもとになります。ガスの特徴をみんなが、知って安全に使うことが大切です。

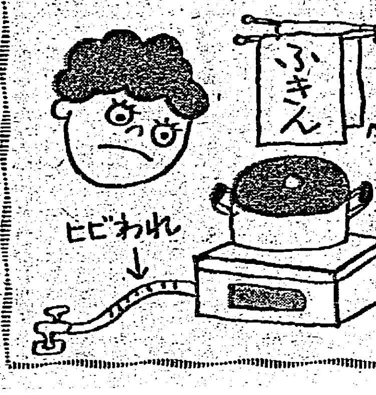
ふきん
キケン！
ヒビわれ

火災を早く消す　そなえ

燃える物にもよりますが、燃えあがった火が、天井に燃え移るまで、3～5分ぐらいあります。消火器や消火バケツがあればこの間に、消すこともできます。

火災から早く避難するそなえ

火災になると、ふだん使っている階段や廊下は、多量の煙が充満し、にげ場を失なうおそれがあります。ふだんから、二つ以上は、避難できる方法をみんなで考え、知っておきましょう。

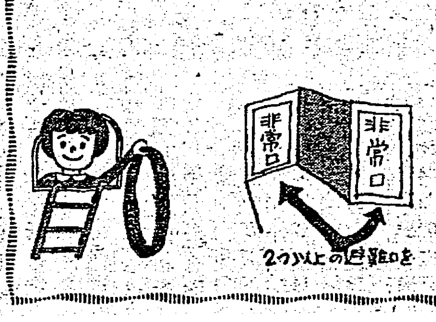

一杯の酒が狂わす目と心

―やめよう！飲酒運転―

飲酒による交通事故は他の事故に比べ発生が多く、警察では、この危険な飲酒運転をなくすため、大阪府下一斉に〝飲酒運転追放作戦〟を展開しています。

池田市でも、今年に入って六人の交通事故死亡者のうち半数の三人もの飲酒運転による死者が発生しています。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」は、当然のことこの鉄則をもう一度真剣に考えていただきたいものです。

池田の交通事故発生状況
S.50.10月末 現在

	件数	死者	傷者
昭和49年	242件	6人	331人
昭和50年	305件	6人	405人

満寿美地区に『生活ゾーン』

歩行者道路や一方通行を設定

市内満寿美地区の歩行者・自転車利用者などの安全確保と、交通公害から市民の生活環境を守ることを目的に下図のとおり今月10日から新たに交通規制が実施されました。

満寿美地区生活ゾーン
交通規制図

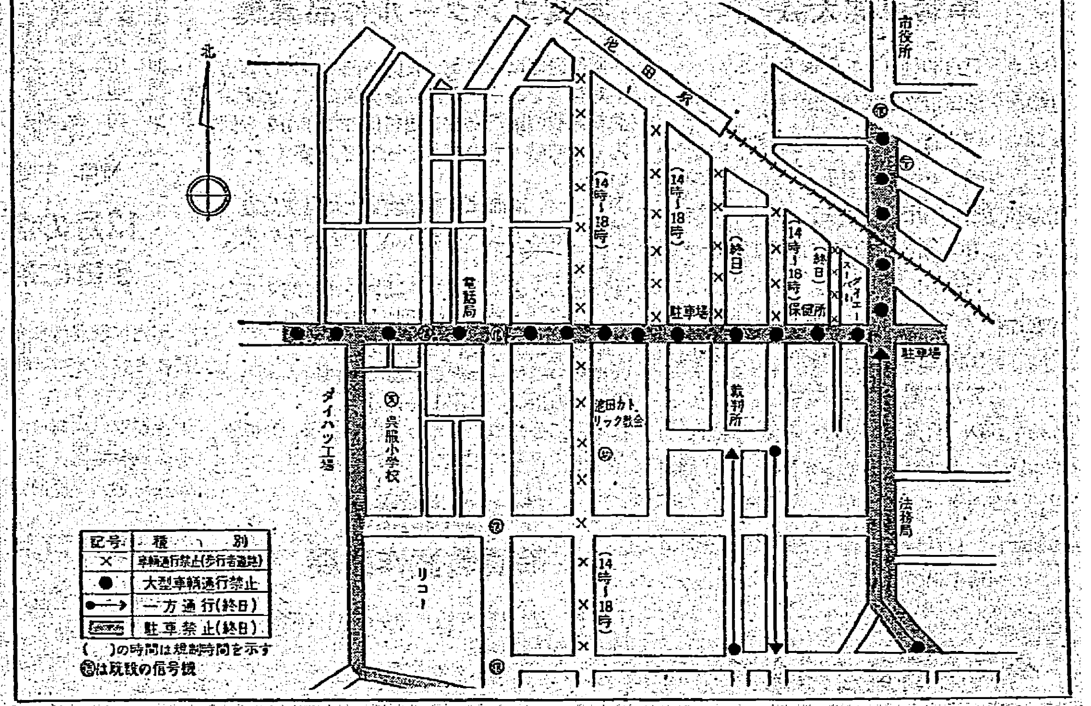

障害児教育を考える

―この子らにしあわせを―

ある障害者は「体の不自由なのはしかたがありません。しかし、ひとりの市民としての権利は、保障してほしい。障害者はともすれば社会の歯車からはずされ、教育・労働からおきざりにされてきました。障害者がひとりの人間として生きていけるような心づかいと協力をおねがいします」と訴えています。

障害児の教育について考えてもらうために、問答形式ですすめます。

●心身に障害をもっている子どもらのための養護学校の設置義務に期日がきられたとかききましたが。

―はい、昭和四十八年十一月二十日付で、養護学校の設置義務の期限を昭和五十四年四月一日とすると決定し、文部次官通達として全国の都道府県教育委員会にだされました。

●その経過をくわしく説明してください。

―平和国家・文化国家を新生日本の生きる道として、平和・民主主義・人権保障を基本原理として新憲法が制定されたことは、ご存知のとおりです。この憲法第二十六条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と明文化され、完全に保障されたはずの教育権が、学校教育法第二十三条で、「保護者が就学させなければならない子女で病弱・発育不完全、その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、監督庁の定める規定により、都道府県の教育委員会の認可を受けて、第二十二条に規定する義務を猶予又は免除する。」とあります。

つまり就学させる義務を就学猶予、就学免除というかたちで、「障害児」の教育権が剥奪されてきたのです。

さらに、学校教育法の第九十三条では「盲学校・聾学校及び養護学校……の設置義務に関する部分の施行期日は、政令で、これを定める」と内閣の手に委ねられ、延引をかさねてきたということです。

●障害児たちの教育目的は

―健康な子どもたちの教育目的となんらかわりません。ひとりひとりの子どもたちに、よりよい生活をめざして、「生きるよろこび」を体験させ、それをつみかさねていくようしむけることにあります。ましてやこの子らに「教育？」とか「気のどくだ」、「かわいそうに」とか、のみかたは、この子らを一個の人格として尊重している態度ではありません。

●市民の方々に知ってほしいことは

―その一つは、心身にハンディキャップをもってはいるが、人間として、生命をもった独立した人格として尊重されるべきだということです。

その二は、生きていてよかった。だれしもが、自らの力で向上したい、決定したい、との自由や願いをもっていると信頼することです。

その三は、あるがままの子どもを受けとめていくこと、子どもの身になって、理解しようとする共感的態度が大切です。なみたいていのことではありませんが……。

●この子らの指導について知りたいのですが

―ひとりひとりの子どもにふさわしい教育課程を用意しなければならないのはもち論です。たとえば、知恵おくれの子は、知恵おくれだけではありません。身体的な面、柔軟さ、敏しょうさ、平衡力、巧緻さ、握力などでも、おくれがみられます。情緒面でも、不安がったり初めての人・場所はおののきをしめします。

したがって――

①身辺の自立をはかる
自分でたべ・のみ、衣類の着脱、大小便のしまつなどの生活指導や訓練

②表現的な学習にかかる体育・図工・音楽など体力づくりや情操をゆたかにしていきます。

③知的な学習はゆっくり知的な領域の学習にすぐはいっていけるなら、普通学級でもやっていけるでしょう。

④生活指導や体力づくり情操をつちかい、知的な学習にすすむ素地をつくりやがて、社会へのすだちへと、全体的な成長発達を援助していくわけですが。

●最後になにか

―物的にも、人的にも、まだまだ充分とはいえません。子どもの姿はアブナッカシイものです。これを大人が、いたれりつくせりの保護をつくせばどうなるでしょうか。

母をはじめとする大人たちへの依存をしいることであり、自分自身による欲求の充足ではなしに大人による充足です。

「子どもという若樹」が枯れないように手入れし、将来、この若樹が結ぶ果実は無上の宝となるのです。

同和問題をみんなのものに

歯の管理 ④

前号までに甘いものと育児についてのべてきました。そして甘いものがいかに赤ちゃんを育てる上に害があるかということがお分りになったと思います。しかし、皆さんはどうせはえ替る乳歯だからそのようにやかましく言わなくてもよいのではないかと思っておられることでしょう。

ところが図①をみてください。これは乳歯の前歯八本がやっと出てきた初誕生の一歳児のあごの骨の中の状態です。黒い歯が永久歯の発育中の歯の芽です。こんな小さい頃から早や永久歯の六歳臼歯や前歯の歯冠部（将来口の中へ出てきてものをかむ部分）が作られていることがお分りと思います。私どもが簡単に考えがちなこの一本の歯がこんな小さな頃から作られ始め、六年がかりで一本の完成された歯として口の中に出てくるのです。

図②をみてください。これは七歳児の状態です。やっと六歳臼歯がかみ合ったところです。そして六歳臼歯から始まって永久歯が大体はえそろうのが十二歳頃です。それまでの長い間の幼児期、小児期を栄養吸収のためかみ続けるのが乳歯なのです。いかに大切かお分りでしょう。

三歳児までの幼児を持つ初めてのお母さんがた、あなたの大切な赤ちゃんの五年先、十年先を考えて育ててください。その日その日の近視眼的育児ではだめですよ。

話がそれましたが乳歯にはまだ大きな役目があるのです。それは六年かかって次々と出てくる永久歯をうまく歯ならびよく道案内をし、その正しい位置に生えさす役目があるのです。言いかえれば永久歯の座席指定券のようなものです。

だから、何とかこの大切な乳歯を虫歯にしないで長持ちさせるために前号②③で申しましたように、甘党にそだてないこと、偏食しないこと、に充分気をつけて育児をしてください。

テレビのコマーシャルなどにまどわされず、遠慮なく専門医や保健所にどしどし相談に行ってください。あなたのお子たちを丈夫で病気にかかりにくい、ねばり強い、そして成績も良い頼もしい子ども作りのため、お互に頑張りましょう。次の号で幼児期の歯ブラシの使い方など、口中の清掃についてお話しいたします。

文責　池田市歯科医師会

消費生活相談コーナー

酸化臭のひどいおかき

市内F店で、Aメーカー、Bメーカーの揚げおかきを二袋購入し、家族で食べようと開封したところ、Aメーカーのは、ひどいにおいがして、口に入れたとたん、吐きそうになった。Bメーカーの方は、食べられはするが、何となくにおうような気がする。調べてほしいと現物をもってこられた。

テストの結果、Aメーカーは、油の酸化度を示す数値・過酸化物価九二六、Bメーカーは八三（普通、規格では、二〇以下）と、どちらも規格以上であり、特にAは、問題にならない高異常値（肝臓障害をおこす）なので、府の衛生部にまわし行政措置がとられることになった。

Bは、やや高い位ではあるが、メーカーに対して今後、製造年月日を入れるよう要望し、申出者には代替品が渡された。

製造過程で油を使用したおかきは、夏場は、三か月、冬場は六か月が保証期間だそうだが、製造年月日を入れているメーカーと、そうでないメーカーがあるのは、消費者保護の立場から言って、今後、改善されなければならない。

メーカーは、問屋の指導までは、やっているが小売店まではどうも……と言葉をにごす。それならば、問屋が保証期間を、過ぎた商品の回収、陽のあたる所に商品を並べないなどの小売店の指導をするべきである。油を使用した菓子に関しては、メーカー、問屋、小売店と連携して注意し、消費者が安心して買えるようにしてほしい。

本来なら、製造年月日などなくても、安全な商品しか、売っていないのが理想なので、現状としては、しかたがないことなのだが、メーカーに、製造年月日明記の要望するたびに、私は、非常にむなしい思いにとらわれるのだ。

文責　消費生活コンサルタント　市川幸子